



出品案内書

MEDICA 2025

ジャパン・パビリオン

会期 2025年**11**月**17**日(月)―**20**日(木)

開催地 ドイツ・デュッセルドルフ

申込締切: 2025年7月16日 (水)

はじめに

MEDICAは1969年よりドイツで開催されている世界最大の国際医療機器見本市です。「MEDICA 2024」では72カ国から5,800社以上の企業・団体が出展し、代理店や医療関係者ら約80,000人が来場し、現地でのリアルな情報交換の機会を利用しました。

ジェトロは日本の中小企業のニーズが高い医療分野において、世界各地への販路開拓、技術提携等を支援する目的で、MEDICAにジャパン・パビリオンを設置し、日本企業の出品支援を行います。ぜひ「MEDICA 2025」ジャパン・パビリオンへの出品をご検討ください。

目次

1.	見本市概要、ジャパン・パビリオン概要	3
2.	ジャパン・パビリオン出品のメリット	4
3.	ジャパン・パビリオン出品要件	5
4.	出品料金（不課税）	7
5.	中堅・中小企業料金の適用条件	8
6.	キャンセル規定、選考方法	9
7.	各種割引	10
8.	申込方法	13
9.	注意事項	14
10.	FAQ	16
11.	（参考）その他ジェトロサービスのご案内	19
12.	今後のスケジュール、問い合わせ先	20

見本市概要

名称	MEDICA 2025
会期	2025年11月17日（月）～20日（木）
会場	デュッセルドルフ見本市会場 (Düsseldorf Trade Fair Center)
主催	Messe Duesseldorf GmbH (日本窓口：メッセ・デュッセルドルフ・ジャパン)
URL	英 語 https://www.medica-tradefair.com/ 日本語 https://medica.messe-dus.co.jp/

ジャパン・パビリオン概要

主催	日本貿易振興機構（ジェトロ）
参加規模	180㎡（予定）
構成	①通常エリア ・ 募集企業数：18社程度（1小間約6～6.4㎡） ・ 募集分野：医療機器（完成品）、医療消耗品、健康関連製品等 ※プログラム医療機器(SaMD)をはじめとしたデジタルヘルス関連機器も積極的に募集します。 ・ 対象：日本に本社を有する日本企業（原則製造業） ・ 出品料金：詳細は6ページへ
	②スタートアップエリア ・ 募集企業数：8社程度 ・ 募集分野：デジタルヘルス関連製品を中心 ・ 対象：原則、設立10年未満で、日本に本社を有する企業であること。 ・ 出品料金：無料（詳細は6ページへ）

ジャパン・パビリオン出品のメリット

信用と集客力

高い技術を有する日本企業がまとまって出品するため、信用も高まり集客が期待できます。欧州を中心に世界中の関係者がジャパンパビリオンに来場されます。

割安な出品料

単独出品の場合、スペース料に加え装飾や広報など多くの予算が必要となります。ジャパンパビリオンでは、統一デザインによるブース装飾などを一括して行うため、出品費用が抑えられます。また中小企業は補助金等の活用により、さらに費用を抑えられます。

各種手続きの安心サポート

出品申し込みから参加に至る手続きをジェトロがサポートします。初めて海外見本市に出品される方でも安心してご参加頂けます。

現地在住の専門家・海外コーディネーターによるアドバイス

ご要望に応じて、ビジネス経験豊富な輸出支援コーディネーターが事前の出品準備や輸出に向けた情報収集などについてアドバイスするほか、会期中の商談、会期後のフォローアップをサポートします。

その他のジェトロのサービスについては本案内書19ページ「参考情報」をご確認ください！

ジャパン・パビリオン出品要件（１）

お申込みに際し、必ずご確認ください。

必須要件

- ① 見本市の出品分野に合致する製品・技術・サービスを有する日本の企業である。
- ② 出品物はお申込日本企業の自社製品であり、自社ブランドとして販売する物である。
- ③ 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的である。
- ④ 会期中の全日程で出品し（会期途中で撤収しない）、商談担当者 1 名以上が常駐する。※自治体等のとりまとめ団体による代理商談は認めません。
- ⑤ 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいる。
- ⑥ 上市前の製品を出品する場合、1年以内に上市予定である。
- ⑦ ジェトロが会期前、会期中および会期後に実施する各種アンケートに必ず協力する。
- ⑧ 本見本市出品について、経営者・事業責任者を含めて社内での同意が得られている。

スタートアップエリア出品要件

スタートアップエリアへのお申込みにあたっては、以下すべての条件を満たす必要があります。

- ① 設立 10 年未満の日本企業である。
- ② 中小企業要件に当てはまる。（詳細は8ページをご確認ください）
- ③ 英語 HP がある。
- ④ 現地主催者と直接やり取りが必要な際には、直接やり取りを遅滞なく英語でできる。
- ⑤ 自社の製品・技術・サービスの展示を目的としている。また、紹介する製品・技術・サービスが上市している場合、その販売提供歴が 10 年以内である。
- ⑥ 会期中の全日程でジェトロが設置するジャパンパビリオン（スタートアップエリア）に常駐し（会期途中で撤収しない）、商談担当者 1 名以上が常駐する。
- ⑦ 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいる。
- ⑧ ジェトロが会期前、会期中および会期後に実施する商談アンケートやフォローアップアンケートに必ず協力する。
- ⑨ 本見本市出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内同意が得られている。
- ⑩ ジェトロが規定するキャンセルポリシーを遵守できる。

ジャパン・パビリオン出品要件（２）

注意事項

- ・ ご提出頂いた資料の内容について、ジェットロより電話等にてお話を伺う場合もございます。
- ・ ジェットロに提出された書類の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本見本市への出品をお断りします。
- ・ 出品資格・要件に反している場合は、わかった時点で出品をお断りします。また、今後のジェットロ事業への出品もお断りすることもあります。
- ・ 本見本市へ独自に出品される企業様については、ジャパンパビリオンへの重複出品は認められません。違反が認められた場合は、今回または今後の出品をお断りすることもあります。
- ・ 締切前であっても、条件を満たす企業様のお申込が募集予定を一定程度上回った時点で募集を締め切らせていただくこともございます。
- ・ 本プログラムの参加は先着順ではなく、ご提出いただく企業情報をもとに審査を行い決定します。お申込の段階で出品を確約できるものではない点、ご注意ください。
- ・ STEP3の原本郵送までお早めの申し込みをお願いいたします。

出品料金（不課税）

中堅・中小企業料金	¥640,000
一般料金	¥1,280,000
スタートアップエリア ※中小企業のみ対象	無料

出品料金に含まれる費用

- ・ 展示スペース（1社あたり原則1小間、2~2.2m×3m≒最大6.4㎡を予定）
- ・ ジェトロの統一デザインによる基本装飾（設営含む）
- ・ 基本備品（予定）：社名板、鍵付き展示台、商談用テーブル、椅子、ごみ箱、基本照明、単相コンセント
※ブースレイアウト次第で備品の内容や個数に変更の可能性あり
- ・ 一定量の電気代およびその工事費
- ・ 主催者作成の公式ガイドブックへの登録費（基本情報のみ）
※追加で詳細情報を掲載希望の場合は、追加経費を主催者へお支払いください。
- ・ 主催者日本法人作成の日本企業出品リストへの掲載費用
※ロゴ点数、英文文字数、写真点数が無料分を超える分は追加料金が発生します。
- ・ 会場内でのネットワーキング費用（予定）※海外企業とのビジネス交流を目的としたネットワーキングイベントを会期1~3日目のいずれかにて実施予定です。詳細は後日ご案内しますので、必ずご参加ください。

各社でご負担・手配いただくもの

- ・ 上記基本装飾以外のブース装飾、追加レンタル備品、追加電源にかかる経費
- ・ 出品物にかかる輸送関連経費、保険料、関税および消費税等
- ・ 出品者様の渡航費および宿泊費
- ・ ブース用アテンダント・通訳スタッフに係る経費
- ・ その他前項に定める以外の経費

※渡航および宿泊、出品物輸送、ブース用アシスタント・通訳スタッフは、各出品者様でご手配およびご負担をお願いします。

中堅・中小企業料金の適用条件

本事業における中小企業の定義・要件は、以下（１）の定義・要件を満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。（２）の要件に関しては後日確認させていただきます。

（１）中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- ・ 上記の定義に当てはまる方は、スタートアップエリアにお申込みいただけます。
- ・ 法人格のない個人事業者も含みます。
- ・ 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員は含みません。
※詳細は[中小企業庁WEBページ](#)にてご確認ください。

（２）中堅企業の定義

中小企業以外で、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であって、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社。

※「産業競争力強化法」<https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

※ただし、次に該当する者は対象外とします。

常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される事業者。

ただし、上記の条件に該当する企業であっても他の国庫補助金による支援を受けている場合は、中小企業料金の適用が出来ない場合があります。
必ず補助金の所管部署等へ確認の上、お申し込みください。

キャンセル規定

キャンセル受付日	キャンセル料
申込日～出品契約の成立	なし
出品契約の成立後	出品料100%

- ・ 承諾の意思表示をした押印済みの出品承諾書（PDF）をジェットロが発信した時点で出品契約が成立します。発信は7月中旬以降を予定しています。
- ・ キャンセル料については、各種割引（詳細は10-12ページへ）を適用できません。
- ・ 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者様の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

選考方法

STEP2にてご提出いただいた内容に基づいてジェットロにて審査を行い、出品企業を決定します。なお、審査結果の詳細については回答できかねますので予めご了承ください。

<審査項目>

- ・ 中小企業基本法で定義される中堅・中小企業である。（原則、製造業）
- ・ 海外展開に積極的に取り組む姿勢があり、明確な輸出方針がある。
- ・ 出品物が医療・健康関連製品市場において高い訴求力があると考えられる。
- ・ 現地で販売するにあたって必要な規格への適合や認証を取得している、または申請中。
- ・ 英語による製品情報を用意しており、会場内では実機または代替物（サンプル、映像等）を使用した効果的な展示を予定している。
- ・ 会期後も自らが主体的に輸出に関与できる。

※応募多数の場合、中堅・中小企業を優先します。

※本見本市では成約（見込み含む）の創出可能な企業を優先して採択します。

各種割引（１）

① ジェトロ・メンバーズ

ジェトロ・メンバーズの会員様には、会員特別割引（出品料を10%割引）を適用します（ただし、割引額は会員1口につき年会費70,000円（消費税は除く）を年間割引の上限とします。）その他海外ビジネスをご支援する各種関連サービスもございますので、入会されていない方はこの機会に是非入会をご検討ください。

ジェトロ・メンバーズの詳細⇒

<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice>

※出品料請求後にジェトロ・メンバーズに加入された場合は、上記割引の対象外となりますので、ご注意ください。また、キャンセル料に本割引は適用できません。

② 東京都海外展開支援

東京都は金融機関と連携した海外展開支援制度を設けています。以下 3 つの条件を全て満たす場合、この制度のもと、ジェトロの有償サービスを 1 社あたり累計 100 万円まで無償で利用できるものです。

■条件：

1. 東京都内に登記済みの事業所がある
2. 東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者様
3. 「東京都中小企業制度融資」の申込予定者（検討者も含む）

■詳細：

▽東京都産業労働局 HP：

[https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/kuushu/kuushu/kaigaitenkai/](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushu/kaigaitenkai/)

▽ジェトロ HP：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/tokyo/support.html>

※ジェトロ・メンバーズ割引および他の出品補助制度との併用はできません。

※キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。

■本支援に関するお問い合わせ先：

ジェトロ東京貿易情報センター

（Tel：03-3582-4953 / E-mail：knt-tokyo@jetro.go.jp）

各種割引（２）

③大阪府・ジェトロ大阪本部による出展料補助制度（予定）

大阪府およびジェトロ大阪本部は、大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業※の海外販路開拓およびビジネス創出を支援するため、出品料の半額を補助する制度を実施予定です。

※中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※中堅企業の定義：常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）

※大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業（いわゆる「みなし大企業」）である場合、

他の中堅・中小企業の参加を優先させていただく場合があります。

- 対象：大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業
- 注意事項：
 - ・ 本補助は、2025年度の実施が決定した場合にご利用いただけます。決定した場合のみ、その旨を申込済み事業者に対してご案内いたします。
 - ・ 2025年度の実施が決定した場合であっても、予算額の上限に達し次第終了いたします。
 - ・ ジェトロ・メンバーズ割引および他の出展補助制度との併用はできません。
 - ・ キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。
 - ・ 複数の展示会に重複してお申し込みいただくことはできかねます。
 - ・ お申込み内容を確認のうえ、支援対象企業を決定いたします。
 - ・ お申し込みいただいた内容は大阪府と共有し、出品後アンケート等にご協力いただきます。

● お申込みフォーム：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/osa/medica2025>

※本補助を希望される場合は「MEDICA 2025」への出品申込みと併せて、上記お申込みフォームにてご申請ください。

- お申込み締切：「MEDICA 2025」の出品申込締切と同日
- お問い合わせ：
ジェトロ大阪本部 海外ビジネス推進課（太田、酒井、堀）
Email: OS_LSI@jetro.go.jp / TEL: 06-4705-8602

各種割引（3）

④大分県「医療関連展示会等出展支援事業」

大分県は、大分県内の中小企業が開発又は製造する医療関連機器等の、海外販路開拓に向けた展示会・見本市等への出展を支援するため、「医療関連展示会等出展支援事業」を実施しています。（本展示会に制度を適用する場合、出品料の半額、最大50万円まで出品料金を補助いたします。）

詳細は、以下の「大分県医療ロボット・機器産業協議会」のホームページをご覧ください。

<https://medical-valley.jp/news/20250327/6762/>

■お問合せ先

大分県医療ロボット・機器産業協議会事務局

（大分県商工観光労働部工業振興課）後藤

TEL : 097-506-3276 / E-mail : jimukyoku@medical-valley.jp

申込方法

本案内書および「海外見本市出品要綱」を必ずご確認ください・ご了承ください、申込締切日までに以下のSTEP3までを完了してください。

STEP 1 : イベント申込

以下のイベントページより出品申込をお願いいたします。

※ジェトロお客様情報登録のない方は、登録（無料）が必要です。登録済みの方は、登録時のIDとパスワードを用いてログインし、お申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0071653Y>

STEP2 : 出品物情報、申込書（PDF）提出【オンライン入力】

STEP1の「申込受付完了メール」に記載の以下のURLより、出品物情報および「出品申込書・承諾書（押印済、PDF）」のご提出をお願いします。これらの情報に基づき、出品審査を行いますので、不備のないようご提出ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/medica2025>

〈STEP2入力にあたり必要な情報〉

- ・出品申込書・承諾書（押印済、PDF）
- ・企業情報
- ・会社案内の電子データ（日／英） など

STEP3 : 出品申込書・承諾書（押印済原本2部）の提出【郵送】

ジェトロにてSTEP2の内容を確認後、ご連絡いたします。ご提出いただいたスキャンデータの原本2部を、下記の書類郵送先までご送付ください。

＜宛先＞ 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外展開支援部
販路開拓課 ヘルスケア産業班 前田・熊耳・徳光

★団体申込の場合：代表団体（地方自治体、業界団体等）が複数企業を取りまとめて出品する場合は、ジェトロまでご相談ください。お申込み方法について、個別にご案内させていただきます。

注意事項（１）

重要事項が記載されていますので、必ず最後までご確認ください。

1. 出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面にてジェトロにご連絡願います。また、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によってはジェトロは応じられない場合がございますので、予めご了承ください。
2. 出品に係る規則は、本「出品案内書」および「海外見本市出品要綱」によるものとします。本案内書記載内容と海外見本市出品要綱の内容が異なる場合は、本案内書を優先します。
3. 薬機法に関し、抵触する表現・表示をしていないこと、かつ、薬事承認が必要な製品については、取得済み（上市済み）であることとします。
4. 1社あたりの最小申込単位は1小間とします。1小間を複数社で共有することはできません。
5. ブース位置は、審査結果、小間数、出品物、業種等を総合的に考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェトロが決定します。
6. 現地への出品物輸送、見本市会場内の搬出入は全て出品者様の責任において実施願います。
7. ジェトロが成果把握等のために実施するアンケートや電話・メールによるフォローアップ調査には必ずご回答願います。ご協力いただけない場合、出品の取り消しや今後のご出品のお断りもあり得る点、ご了承下さい。
8. 安全保障貿易管理に関する各リンクをご確認、ご理解いただき、必ずご回答をお願いします。なお、外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得願います。
（経済産業省安全保障貿易管理：
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>）
なお、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」（以下）に同意をお願いします。
<https://www.jetro.go.jp/newsletter/odc/2024/Healthcare/MEDICA/mens eki.pdf>
8. 出品料の振込みに要する一切の手数料は、出品申込者様のご負担となります。
9. サービス内容は変更となる可能性があります。一部サービスをご利用にならない場合でも、出品料金に変更はありません。

（次のページへ続きます）

注意事項（２）

9. 出品料未納による出品はできません。必ず支払い期日までにお支払いください。
なお、支払額が請求額を下回り、所定の期日までに差額の支払がない場合も、出品申込者事由による出品申込の取消とみなします。
10. 自社小間の転貸、売買、交換、譲渡はできません。
11. 現地治安情勢等により、ジェトロの判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。
12. ジェトロは、会期中及びその前後を通じて会場内外で発生した傷病、事故、盗難、火災、その他一切の原因を理由とするいかなる損害・損失・損傷についての責任を負いません（新型コロナウイルス感染症含む）。
13. ジェトロでは、展示物等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて自己の責任及び経費負担の下、事前に保護対策を行って下さい。
14. ジェトロの責任に帰すことのできない事由による、出品者様と商談相手のトラブルについては、一切責任を負いません。
15. 搬入～会期～搬出の全行程を通し、各社様最低 1 名のご参加をお願いします。見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。特に、会期中は常時どなたかを自社小間に配置してください。
16. ご提供いただいた個人情報は、関係省庁に加え、事業委託のため事業関係者に提供場合があります。また、本見本市の実施についてプレスリリースを行い、企業情報、出品物の情報が公開される場合がございます。予めご了承ください
17. 展示装飾、今後の準備の詳細については、出品者説明会等にて別途ご案内します。
18. 小間の装飾および施工はジェトロ指定業者が、出品物の展示・陳列は出品者様が行いますが、出品物の展示方法については、見本市主催者の規定もしくはジェトロの指示に基づき修正いただく場合もあります。
19. 出品者には、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条で定義する反社会的勢力に該当せずかつそれらと関係を有しないことを確約いただきます。該当することが判明した場合、ジェトロは当該出品者様の本見本市への出品を取り消し、本件に関しお支払いいただいた参加費および費用の返金、賠償はいたしません。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf
20. 本「出品案内書」に記載の事項は海外現地事情により常に変更の可能性がある点、ご了承ください。

FAQ

1.見本市一般情報、および出品物について

会場での来場者の属性	MEDICAは医療機器完成品を対象とした見本市ですので、最終製品の取り扱いを目的とした代理店や、医療従事者が来場されることが多いです。
医療機器完成品の定義、医療機器部品の場合	完成品の定義は「病院、検査機関でそのまま使えるもの」です。上市しているかどうかは定義とは異なります。 ※CEマーキング未取得の場合は要掲示ですが出品は可能です。 ※本見本市は、医療機器の完成品が対象ですので、医療機器部品は対象外となります。
メーカー独自の出展ではなく、商社や販売代理店からの出展について	商社や、販売代理店の方々がご出展いただくことがございますので、「応募対象内」ではございます。ただ、案内書に「原則、製造業」と記載しているように、審査の際にはその点を考慮します。可能であれば「メーカー様からのお申込み」をお願い、お勧めいたします。 ※商社や代理店からご出品いただく場合の出品物は、1社の製品のみに絞ってご出品ください。1ブース内で2社以上の製品のご出品はお断りいたします。
1ブースあたりの参加人数についての制限	ございません。但し、無料でお渡しできる出品者パスの数には限りがありますので、それを超える分については皆様にご負担いただきます。

FAQ

2. 申込手続きなど

〈STEP.2〉提出書類の製品概要（日・英）に関して、日本語版の用意がないが、英語版のみでの提出可能か。	日本語版の製品概要のご用意がない場合、「出品企画書」内の出品物情報に記載できる範囲で日本語の詳細をご記入ください。ジェットロにて審査を実施する際に必要となりますので、ご理解をいただけますと幸いです。 なお、英語版の製品概要については可能な限り〈STEP.3〉までのご提出をお願いしておりますが、期限までのご提出が難しいようでしたら日本語版のみの受付とさせていただきます、後日にご提出ください。
〈STEP.2〉「出品申込書・承諾書」アップロードに代表印は必要か。	代表者印をご捺印いただきアップロードをお願いいたします。
出品申込書・承諾書原本の郵送が諸事情により期限に間に合わない場合	原則、期限内でのご対応をお願いいたします。どうしても難しい場合には、個別にご相談ください。
他社の申し込み状況	他社の応募状況に関しましてはお答えしかねます。一定数の募集があった場合は締切る可能性もございますので、早めのお申込みをお勧めしております。

FAQ

3. 出品料について

JETROメンバーズに割引の適用料金について	ジェトロメンバーズ様については、各事業において10%割引（年間で合計7万円まで）となります。本割引は、ジェトロの他事業利用も含めて、1年度内で合計7万円までご利用が可能です。 なお、東京都の海外展開支援制度をご利用になる場合はジェトロ・メンバーズ割引との併用は不可となります。
中堅・中小企業要件の適用判断について	中堅・中小企業料金の適用には、本出品案内書の中小企業基本法の定義（中堅企業の定義）を満たす必要がございます。

4. その他

展示会場で通訳の手配について	ジェトロでは手配はいたしませんので、通訳やアテンダントの手配が必要な場合は各社にてお願いします。
----------------	---

その他のご質問は、20ページに記載の問い合わせ先へ、
随時メールにてご連絡ください。

参考情報

JETRO JAPAN STREET

「JAPAN STREET」とは、ジェトロ独自のオンラインカタログサイトです。海外の有力バイヤーとの取引機会を増やすことを目的として通年登録を募集しています。

限られたバイヤーのみが閲覧できるサイトでご登録いただければジェトロが招待した海外の有力海外バイヤーの目に留まるチャンスがあります。

事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけでジェトロが常時海外バイヤーに商品を案内します。

登録お申込み掲載は無料です！

この機会に以下をご確認のうえ、是非ともご登録下さい。

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

*登録手続きにつきましては医療機器・ヘルスケア関連分野は「食品・日用品・化粧品・サービス等の分野」よりお申込みください。

【ご参考：2分で分かるJapan Street 紹介動画】

<https://www.youtube.com/watch?v=8kUMrwZ1gbM>

■「JETRO JAPAN STREET」に関するお問い合わせ先
＜ジェトロプラットフォームビジネス課 Japan Street事務局＞

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry

※ご不明点は上記Japan Street事務局お問合せフォームからのみお問合せを受け付けておりますのでご注意ください。

「新規輸出1万社支援プログラム」に関するお問い合わせ先

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリング通じて、適切な支援策を提案します。

* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業様も対象になります。

■新規輸出1万者支援事務局

お問合せフォーム：https://www.jetro.go.jp/form5/pub/cse/1man-kigyou_toi

TEL：03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

受付時間：平日9時～12時/13時～17時(土日、祝祭日、年末年始除く)

今後のスケジュール

出品者説明会（オンライン）	8月上旬
入金期限日 （予定、通常エリアお申込みの方のみ）	9月上旬
主催者カタログ、各種お申込み締切	9月末
「MEDICA 2025」会期	2025年11月17日（月）～20日（木）
※最新スケジュールは出品確定後、随時メールで案内します。	

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班
担当：前田、熊耳、徳光

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

E-mail : healthcare@jetro.go.jp

※お問い合わせは上記宛てにメールにてお願いいたします。